

令和4年度特別会計の決算概要

令和5年7月31日
財務省

- 本資料は、令和4年度に設置されている特別会計の決算概要を公表するもの。
各特別会計における歳入歳出の単純な差額である「決算上の剰余金」は、計12.5兆円。
- 剰余金は、特別会計に関する法律第8条等の規定に基づき、①積立金への積立て等（4.1兆円）、②翌年度特別会計歳入への繰入れ（5.6兆円）、③一般会計への繰入れ（2.8兆円）の処理を行うこととしている。

※金額は国債整理基金特別会計を除いたもの

(単位：億円、単位未満切捨て)

特別会計名	収納済 歳入額 (A)	支出済 歳出額 (B)	剰余 金額 (A-B)	①積立 金とし て積立、 資金に 組入	②令和5年度当該特会歳入に繰入				③令和 5年度 一般会計 へ繰入	
					令和5年度 歳入予算 計上	歳出の繰越	支払備金 等(注)	その他		
交付税及び 譲与税配付金	536,242	517,783	18,459	—	18,459	3,724	14,735	—	—	—
地震再保険	1,054	745	308	308	—	—	—	—	—	—
国債整理基金	2,356,229	2,325,560	30,669	—	30,669	—	30,579	—	90	—
外国為替資金	35,896	1,137	34,758	—	6,408	—	—	—	6,408	28,350
財政投融资	340,687	333,783	6,904	▲397	7,301	6,397	223	—	681	—
エネルギー対 策	118,931	110,211	8,719	—	8,719	1,970	3,447	—	3,301	—
労働保険	82,887	75,355	7,532	2,324	5,207	77	880	3,876	372	—
年金	971,909	929,287	42,621	38,604	4,017	1,796	117	—	2,102	—
食料安定供給	12,541	11,505	1,036	▲72	1,089	358	95	156	478	19
国有林野事業 債務管理	3,534	3,534	—	—	—	—	—	—	—	—
特許	2,174	1,425	748	—	748	646	40	—	61	—
自動車安全	5,691	4,264	1,427	14	1,412	807	238	—	367	—
東日本大震災 復興	11,140	8,944	2,195	—	2,195	—	632	—	1,563	—

(注) 保険事故が既に発生し支払うべき債務で、令和5年度以降の保険金支払に充てるため、令和5年度歳入に繰り入れる必要があるもの等。

連絡・問合せ先 主計局 法規課、司計課
TEL 03 (3581) 4111 内線5520、2297

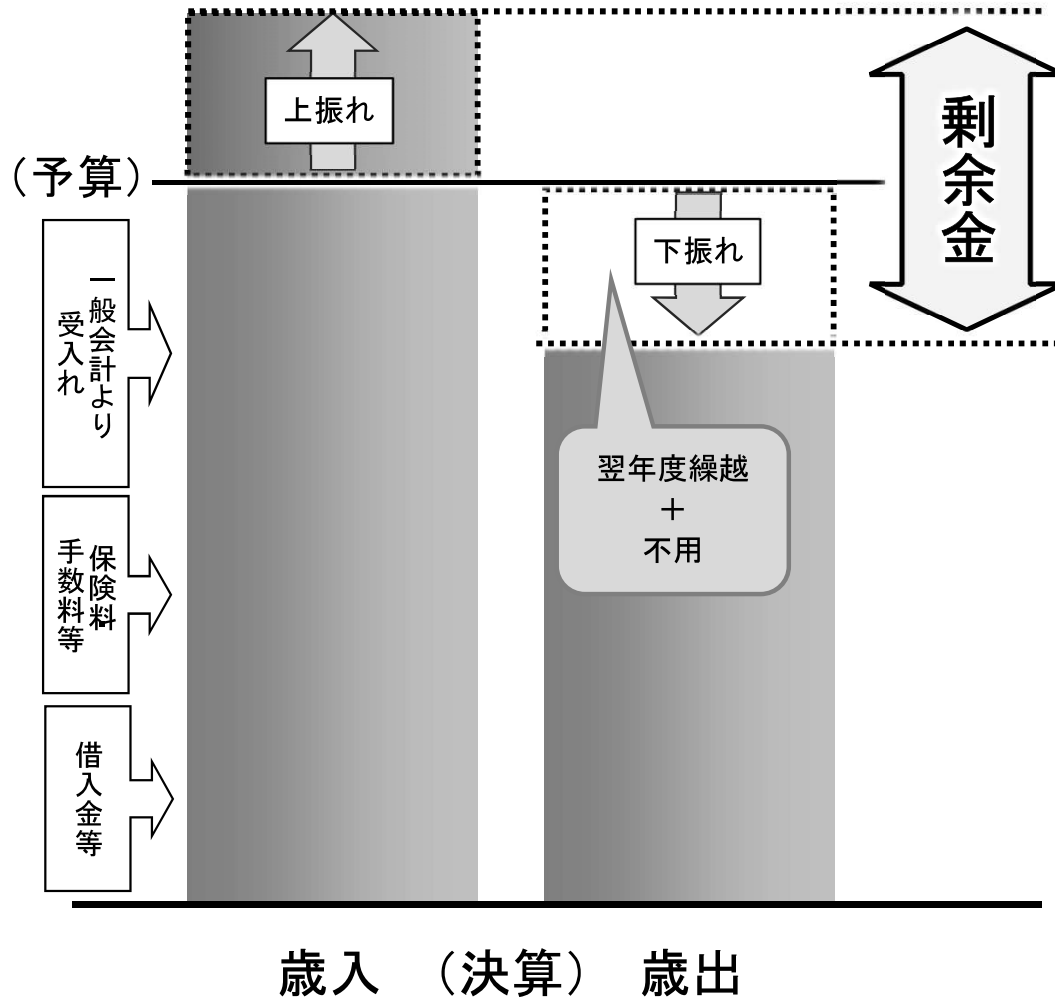
(参考1) 特別会計(勘定)の剰余金の概要(主なもの)

(単位未満四捨五入)

特別会計(勘定)	剰余金額	主な発生要因	主な処理
年金	4.3兆円		
(基礎年金・国民年金・厚生年金)	(3.7兆円)	・年金給付費が予定を下回ったこと ・保険料収入が予定を上回ったこと	・令和5年度以降の年金給付等に充てるため、積立金として積立て
外国為替資金	3.5兆円	・運用収益(保有外貨資産と円建負債(政府短期証券)の金利差)	・令和5年度一般会計歳入に2.8兆円繰入れ、令和5年度特会歳入に0.6兆円繰入れ
交付税及び譲与税配付金	1.8兆円	・地方交付税交付金の支出残額を翌年度に繰り越したこと	・令和5年度の地方交付税交付金等に充てるため、令和5年度特会歳入に繰入れ
エネルギー対策	0.9兆円		
(エネルギー需給)	(0.8兆円)	・事業計画の変更等による事業繰越しがあったこと	・令和5年度に繰り越された補助事業等に充てるため、令和5年度特会歳入に繰入れ
労働保険	0.8兆円		
(雇用)	(0.5兆円)	・雇用保険財政の安定を図るため、一般会計からの受入れがあったこと	・令和5年度以降の失業等給付費に充てるため、積立金として積立て
(労災)	(0.2兆円)	・翌年度以降へ繰り越して使用する支払備金	・令和5年度以降の保険給付費等に充てるため、令和5年度特会歳入に繰入れ
国債整理基金	基金残高3.0兆円(国債入札の偶発的な未達に備え、一定の水準を維持)		

(参考2) 剰余金の処理について

特別会計の決算上の剰余金とは、各特別会計における歳入歳出決算額の単純な差額（一般会計の純剰余金とは性質が異なる）。その処理については、「特別会計に関する法律」第8条等に規定されている。



- ①当該特別会計の積立金への積立て等
- ②翌年度当該特別会計歳入への繰入れ
- ③一般会計への繰入れ

(参考) 【特別会計に関する法律第8条】

(剰余金の処理)

- 1 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより ①当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額 を控除してなお残余があるときは、これを ②当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れる ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、③予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れる ことができる。

(参考) 一般会計の剰余金(財政法6条の純剰余金)

= 歳入歳出差額(歳入決算－歳出決算) － 翌年度への繰越額見合財源 － 地方交付税交付金等の用途確定財源